

平成31年2月市議会 教育厚生委員会資料

第45号議案 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次

	頁
1 改正内容等 . . . . .	1~4
2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表（抜粋） . . . . .	5

市民健康部

平成31年2月



1 改正内容等

(1) 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

ア 制度の経緯

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療に移行する場合、激変緩和措置として、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間、後期高齢者医療保険料が軽減されることとなった。

これに併せて、国民健康保険においても、旧被扶養者（被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者）に係る国民健康保険税の減免については、国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとしていた。（長崎市国民健康保険税条例第29条第1項第3号）

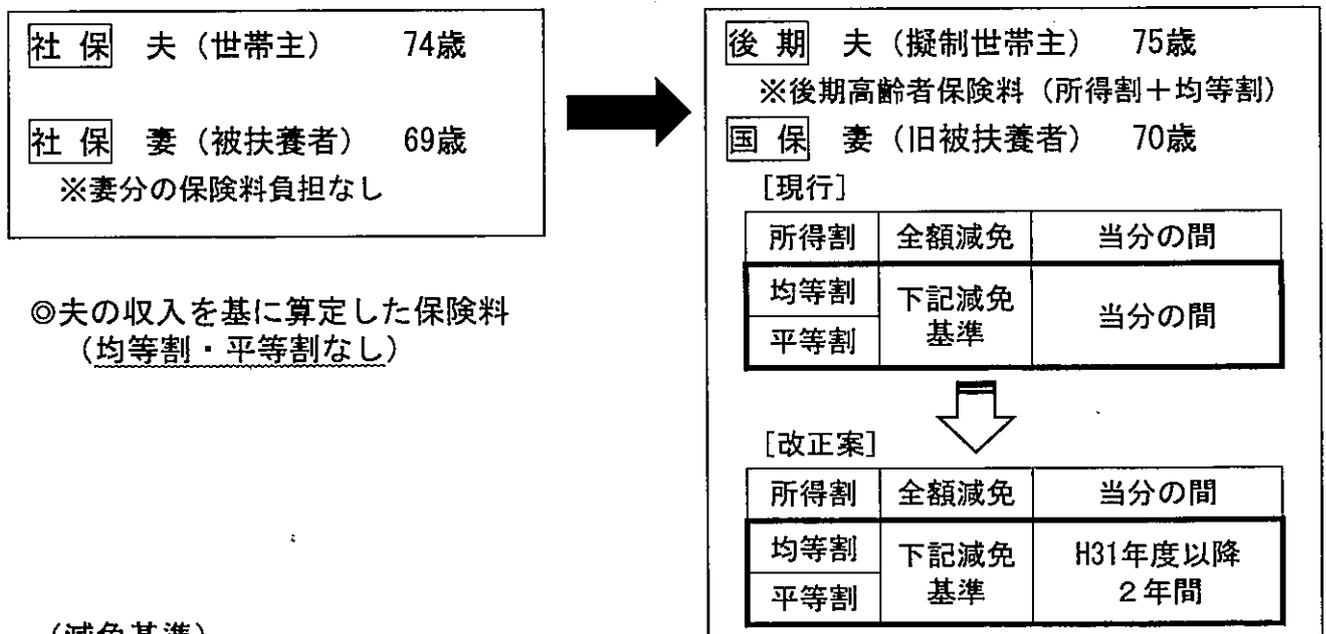
平成22年度から、後期高齢者医療制度における上記の保険料軽減措置が「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」から「当分の間」継続されることとなったことを踏まえ、旧被扶養者に係る国民健康保険税についても、当分の間、減免措置を継続して実施してきた。（同条例附則第18項）

イ 改正理由及び内容

平成31年度以降、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、均等割額（応益割）に係る保険料軽減措置について、「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」に限り実施されることとなった。

これに伴い、国民健康保険においても、平成31年度以降の旧被扶養者に係る応益割（均等割額及び平等割額）の減免期間について、現行の「当分の間」から「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」に見直す。

【イメージ図】



◎夫の収入を基に算定した保険料  
(均等割・平等割なし)

(減免基準)

	減免割合
所得割額	所得状況に関わらず全額
均等割額	5割減額（ただし、2割減額世帯に属する旧被扶養者は、軽減前の額の3割）
平等割額	旧被扶養者のみで構成される世帯については5割減額（ただし、2割減額世帯に属する旧被扶養者は、軽減前の額の3割）

【参考】国保世帯から、後期・国保世帯へ移行

国保	夫（世帯主）	74歳
国保	妻（世帯員）	69歳



後期	夫（擬制世帯主）	75歳
※後期高齢者保険料（所得割+均等割）		
国保	妻（世帯員）	70歳
所得割	減免なし	
均等割		
平等割		

◎所得割 + 均等割 + 平等割  
（世帯の総所得）

ウ 施行日 平成31年4月1日（平成31年度以後の年度分の保険税について適用）

## 【参考法令（抜粋）】

### 高齢者の医療の確保に関する法律

（市町村の特別会計への繰入れ等）

#### 第九十九条

1 （略）

2 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であつた被保険者について、同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3 （略）

### 高齢者の医療の確保に関する法律施行令

（保険料の算定に係る基準）

第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第一百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下この条において「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二～六（略）

2～4 （略）

5 後期高齢者医療広域連合が被扶養者であつた被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第一百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被扶養者であつた被保険者（前項第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

二 （略）

### 長崎市国民健康保険税条例

（減免）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、保険税を減免することができる。

(1)、(2) （略）

(3) 次のいずれにも該当する者（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者。

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4)、(5) (略)

2、3 (略)

附 則

1~17 (略)

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

18 当分の間、平成22年度以降の保険税の減免についての第29条第1項第3号の規定の適用については、同号中「該当する者（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「該当する者」とする。

19、20 (略)

2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第31条（略） 附 則 1～17（略） <u>（平成22年度以降の保険税の減免の特例）</u></p> <p>18 当分の間、平成22年度以降の保険税の減免についての第29条第1項第3号の規定の適用については、同号中「該当する者（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「<u>該当する者</u>」とする。</p> <p>19、20（略）</p>	<p>○長崎市国民健康保険税条例 昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第31条（略） 附 則 1～17（略） <u>（平成31年度以降の保険税の減免の特例）</u></p> <p>18 当分の間、平成31年度以降の保険税の減免についての第29条第1項第3号の規定の適用については、同号中「該当する者（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「<u>該当する者（第5条第2項及び第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額について保険税の減免をする場合にあつては、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）</u>」とする。</p> <p>19、20（略） 附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>